

節税レポート



平成 21年 2月号

発行日 2009.2.1

今月のテーマ「無税」入門

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

「無税」入門 これは書名です。副題に「私の無税人生を完全公開しよう」とありました。仕事柄早速購入し、読みました。

「私、サラリーマン生活37年。来年、定年になります。
私が税金を払ったのは最初の2年間だけ。あとの35年間、税金は1円も払っていません。」

出だしの文書を目にしただけで、ぞくぞくとしました。
一体どんな手を使ったのだろうと、興味津々となります。

そこで著者に代わり私が「無税の世界」へご案内します。
もちろん「無料」で。

これはサラリーマンがあることをやることにより、給与から源泉徴収された税額を、全部取り返す(還付を受ける)話です。
つまり給与所得者が対象になりますから、一般のサラリーマンだけでなく、社長さん、役員さんも含めてこの手を使うことができます。

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

I サラリーマンの所得税の計算

まずサラリーマンの所得税の計算の仕方をお話しましょう。

例えば 年間500万円の給与の人は

単位:万円

1 給与収入	500	
2 給与所得控除	- 154	サラリーマンの必要経費 のようなもの
3 給与所得	346	1-2
4 諸控除	- 246	基礎控除、配偶者控除、 扶養控除、社会保険等 の控除を引きます。ここでは 仮に 246万円とします。
5 課税所得	100	4-5

5の課税所得に税率が掛けられ税額が出ます。したがって課税所得が 0になるようにすればよいのです。0になれば、所得税が0になり、月々徴収された源泉所得税が戻ってくるのです。

0にするためのノウハウは

- 1 副業を持って、サラリーマン兼自営業者になること。
- 2 その副業を税務署に「開業届」として提出すること。
- 3 副業収入を事業所得として確定申告すること。 」

この時に注意しなければいけないことは、サラリーマンの副業だからといって「雑所得」として申告しないことです。雑所得は例え赤字になっても、給与所得と相殺出来ないからです。事業所得なら赤字になれば、給与所得と相殺出来ます。

著者の場合はイラスト書きを副業としています。これを事業所得として申告するのです。イラスト書きの収入は毎年30万円～50万円です。必要経費は収入の幾倍か掛ります。
(掛けます?)

事業所得は次のような計算になります。

	<u>単位:万円</u>	
6 事業収入		30
7 必要経費	—	130
8 事業所得	—	<u>100</u> 赤字です

このサラリーマンの所得の計算は次のようになります。

1) 給与所得と事業所得を合算します。

3 給与所得		346
8 事業所得	—	100
合計所得		<u>246</u> <u>3 + 8</u>

2) ここから諸控除を引きます。

合計所得		246
4 諸控除	—	246
課税所得		<u>0</u>

メデタシ、メデタシ 追加の税金はないし、給与から引かれた源泉税は全て戻ってきます。

大変有り難い「無税法」を教えてくださいました。

でも、自分ではやりませんね。他人にも勧めません。

- 1 30万円の売上るのに、130万円の経費をかけるのを、事業と言えるかどうかです。本来事業なら売上を伸ばし、必要経費をいかに抑えるか工夫するはずです。

必要経費の内訳は何なのでしょう？

イラスト業とのことですが、鉛筆、絵の具、用紙の他に何がかかるといえるのでしょうか？本来個人が負担すべき生活費が、含まれているのではないのでしょうか？

- 2 赤字を出すことを目的とした事業など、事業として認められるのでしょうか？

税法には「行為計算の否認」というのがあります。たとえ法律条文どおりに行った行為、計算でも不当に税額を逃れる結果になるやり方は認めないのです。

- 3 著者はこれまで問題がなかったもので、承認されたと判断しているようです。

雑魚なので見過ごされただけでしょ。

- 4 この本がでて、サラリーマンが皆著者の真似を始めたら、税務署も黙っていないでしょう。

- 5 著者は定年まで、あと1年のタイミングで書いています。うっかり尻馬にのると、馬鹿を見ますよ。

- 6 著者は「只野 範男」さん。他人の税金にただ乗りし、公共の施設を利用し、恩恵を受けてきたのですね。

- 7 税金を沢山納め、「この道路は、俺が造ったんだ」という人に、清々しさを私は覚えます。

「税金を支払う ごくあたりまえの人の仲間入りすること、それが彼(ジャンバルジャン)が心から願っていたことだった」(レ・ミゼラブル)